

## 不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	経済部 経済政策課	
不利益処分名	中小企業等協同組合員以外の者の事業の利用の特例に係る認可の取消し	
根 拠 法 令	中小企業等協同組合法	
根 拠 条 項	第9条の2の3第2項	
連 絡 先	(電話 621 - 5225 )	
処 分 基 準	<p>(組合員以外の者の事業の利用の特例) 第9条の2の3 (略)</p> <p>2 行政庁は、前項の認可に係る事業について、第9条の2第3項ただし書に規定する限度を超えて組合員以外の者に当該事業を利用させることが当該事業の運営の適正化を図るために必要かつ適切なものでなくなつたと認めるときは、当該認可を取り消すことができる。</p>	
	参 考 事 項	所管行政庁については中小企業等協同組合法第111条の規定による。徳島県の事務処理の特例に関する条例第2条第2項の規定による事務の権限委譲。
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)